

八郎瀉町森林整備計画

計画期間

令和 5年 4月 1日
令和15年 3月31日



秋 田 県

八 郎 瀉 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の作業別の標準的な方法	10
3	その他間伐及び保育の基準	11
4	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下:木材等生産機能維持増進森林)の区域及び当該区域における 森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	14

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林経営規模の拡大に関する方針	14
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	15
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	15
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5 その他必要な事項	15

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	16

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2 路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17

第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	17
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18
4 その他必要な事項	18

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
2 その他必要な事項	18

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等	19
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	19
3 林野火災の予防の方法	19
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	19
5 その他必要な事項	19

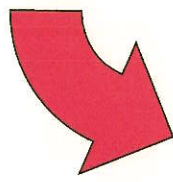
IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	20
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の別及び施行の方法	20
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	21

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	21
2	生活環境の整備に関する事項	21
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	21
4	森林の総合利用の推進に関する事項	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項	22
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	22
7	その他必要な事項	22

位置図



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本計画区は、県のほぼ中央部に位置し、東と南は五城目町、北は三種町と隣接している。この地域は昔、蝦夷との国境線とも言われ神聖視された信仰の山である。気候は県内で最も積雪が少なく、自然災害も少ない。

森林面積は306haで、本町総面積の18%を占めており、306ha全域が民有林となっている。

森林面積のうち、人工林が83%となっており、人工林のうち杉林が82%で、良質材生産のため保育等を行っているが、木材価格の低迷や、後継者不足等により、森林に対する管理の意識が薄れてきている。

このことから、良質材生産及び公益的機能を発揮できるよう、施業の促進及び施業の共同化の啓蒙普及等が課題となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保険・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

各機能の望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

- ・ 下層植生とともに、樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

- ・ 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

- ・ 樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健・レクリエーション機能

- ・ 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設等が整備されている森林

⑤ 文化機能

- ・ 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設等が整備されている森林

⑥ 生物多様性保全機能

- ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林。

⑦ 木材等生産機能

- ・ 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町の民有林のうち、人工林は251haで、1～7齢級の保育・間伐を必要とする林分は8.8%である。

これまで、補助事業等の活用により施業を実施しているが、今後も適切な施業実施が必要である。

施業にあたっては、零細規模林家に対し啓蒙普及を図り、諸状況に配慮した計画的な森林施業を推進する。

なお、米代川地域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方針を基本とする。

①-1 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域のよう資源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

①-2 水源森林地域

水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能推進増

進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとする。

指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととする。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他産地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や町民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

町民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など町民の保健・教育的利用に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いのと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の成育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方の基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として、整備を推進することとする。

具体的には、木材等の生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を維持し、木材需要に応じた樹種、径級の木材生産するための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進するため、森林所有者等への働きかけや情報提供などの啓蒙活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体へ森林施業の委託への転換を目指すものとする。

また、地域森林・林業活性化協議会の方針の下に、県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林施業の集約化や適切な路網の配置、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を、林業関係者が一体となって計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均生長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地域	樹種						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他
全域	50年	40年	40年	35年	50年	60年	25年

※ なお、標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気象、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1ヶ所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、少なくとも概ね20ha毎に保存帯を設け的確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進をはかることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少

なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や小花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の利活用に努めることとする。

・針葉樹：スギなど、広葉樹：ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ など

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数等は、下表の植栽本数を標準として、生産材の目標、伐期等勘案し次のとおりとする。

・人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	過密度仕立て (収量比数 0.5)	1, 500 ~ 2, 100
	疎~中庸密度仕立て (収量比数 0.6)	~ 2, 500
	中庸密度仕立て (収量比数 0.7)	~ 3, 000

(注) マツ類を植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限るものとする。

※ スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとする。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとするが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法については、次に示す方法を標準として行うものとする。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とし、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるかぎり筋を通して植付けするものとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化する10月～11月に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成をはかる観点から、3（植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在）に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている人工造林によるもので、皆伐による伐採にかかるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとする。

また、択伐による伐採にかかるものについては、伐採による公益的機能への影響を配慮し、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算し5年を越えない期間に更新をはかるものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとし、立地条件や既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を天然更新の対象樹種とする。

・ 針葉樹及びブナ※、コナラ類※、クルミ類、クリ※、ケヤキ、ホオノキ※、サクラ類※、カエデ類※、トチノキ、シナノキ、センノキ、カバノキ類等の広葉樹であって将来その林分において高木となりうる樹種とする。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案し、Ⅱ 第2 2 - (1) に定める対象樹種の期待成立本数は次のとおりとし、天然更新を行う際にはその本数の10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限る）とする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法につい

ては、次のとおりとする。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うものとする。

・天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
2-(1)に定める樹種	10,000本を基準とする。

※ 期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとする。

・天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈りだし	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然稚樹等の生育状況を勘察し、下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽更新の優劣が明らかとなる3年目頃に根又は地際から発生している優良芽を1株当たり3～5本を目安としてぼう芽整理を行うものとする。

イ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県天然更新完了基準書」に基づき、伐採後林地の更新状況を確認し、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

「秋田県天然更新完了基準書」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨とし、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

a 種子を供給する母樹が存在しない森林

- b 有用天然木^{*}の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※有用天然木とは、Ⅱ 第2 2-(1)に定める樹種

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点でⅡの第2の2(2)アに定める期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

天然更新の判断基準については、「秋田県天然更新完了基準書」による。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林木の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における間伐の方法等を勘案し、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次のとおりとする。

なお、本町においては9齢級以下の林分が多く占めており、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ・ 一般材 生産	中庸密度 仕立て	3,000	20	25	30	40		・間伐の標準的な間隔は次 を標準とする。 ①標準伐期齢未満：10年 ②標準伐期齢以上：15年 ・間伐率は、概ね20～30% とする。間伐木の選定は、 林分構成の適正化を図るよ う形質不良木等に偏ること なく行うこととする。 ・立地条件の劣る森林にお ける初回間伐等であって、 効率的な作業実施の上から 必要がある場合について は、列状間伐の実施も考慮 することとする。	
スギ・ 優良材 生産			15	20	25	30			

2 保育の作業別の標準的な方法

保育は、当該森林の植栽や立木の生長度合いを勘案し適切に実施するものとする。

特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に
応じた適切な作業方法により行うこととする。

また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高によ
り判断する。

・ 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的な方法	備考		
		1	2	3	4	5	6	7	9	11	13	15	17	21	25				
下刈	スギ	回 1	2	2	1	1	1	1										植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は6～7月頃を目安とする。	
つる切	スギ								1									下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は6～7月頃を目安とする。	
除伐	スギ									1		1						造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。 実施期間は8～10月頃を目安とする。	
枝打								1			1			1	1			病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るため、必要に応じて行う。 実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	

3 その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。

また、森林の状況に応じて高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業を図るものとする。

なお、局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、「標準的な方法」に従って間伐又

は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について特に次の点に留意することとする。

1) 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間は5年程度として、5～8%の間伐率（材積）による間伐を実施することとする。

2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行うこと。

3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

4 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(以下：水源涵養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林（比較的地盤が安定している森林）ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池・湧水池・溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：山地災害防止等機能維持増進森林）、快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：快適環境形成維持増進森林）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：保健文化等機能維持増進森林）

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化等機能の維持増進を図るため、次の①～③の森林などを区域として設定することとする。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定める。

① 山地災害防止等機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や落石防止保安林、砂防指定池周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能評価区分が高い森林などを区域として設定する。

② 快適環境形成維持増進森林

飛砂防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

③ 保健文化機能等維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑化保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

区域については別表1に定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進することとし、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とすることとする。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独特の景観等が求められる森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹局部等地表硫化水、地中水の集中硫化する部分をもっている箇所、流れ盤

となっている箇所、土壌等が火山灰地帯で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林

- ② 都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で、地形・地理等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとする。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとする。

区域については別表1に定める。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定する。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、木材等生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法とし、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うことを基本に、森林施業の集約化、路網の整備や機械化を通じた森林整備を図ることとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林経営規模の拡大に関する方針

本町においては、森林の所有構造が小規模であること、所有者の高齢化がすすんでいること、林業採算性の低下などから森林所有者の林業への関心が低下していることなどから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきた。

そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、

長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大することとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者等へ対し、長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけ等による情報提供など啓蒙活動を行うこととする。

また、森林経営の受託を担う森林組合等の事業体を育成又は支援するとともに、施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の委託等に必要な情報を提供することとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

- ・ 森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託することとする。
- ・ 委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

(2) 森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者のほとんどは、1ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、町、森林組合、森林所有者等により森林施業の推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図っていくこととする。

特に、本町の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への経営委託の推進を通じ、資本の整備、作業班の拡充・強化等の事業体制の整備をはかることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促

進し、作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

また、不在村森林所有者に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、消極的な森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけ、集会等において林業経営への参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には次に留意することとする。

ア 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲のある林業事業体への経営委託による実施することとする。

イ 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとする。

ウ 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとする。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設である。

さらに、森林所有形態が小規模である場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分発揮されるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、その整備を積極的に推進することとする。

また、林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度は次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

・効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路 網 密 度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地（0～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上	【伐木・造材】 【搬出】 ハーベスタ フォローダ
中傾斜地（15～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上	【伐木・造材】 【搬出】 ハーベスタ フォローダ
	架線系作業システム	25m/ha以上	【集材】 【造材】 【搬出】 スイングヤーダ プロセッサ フォローダ
急傾斜地（30～35°）	車両系作業システム	60（50）m/ha以上	【造材】 【搬出】 プロセッサ フォローダ
	架線系作業システム	25（15）m/ha以上	【集材】 【造材】 【搬出】 スイングヤーダ プロセッサ フォローダ
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上	【集材】 【造材】 クローヤーダ プロセッサ

※「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する場合における路網密度

2 路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

国庫補助事業など活用した林道（林業専用道）の推進と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、特にこれまで一度も間伐を実施していない森林が集中する地区、今後、間伐・保育作業を実施する必要がある森林が集中する地区、長伐期施業及び複層林施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林のうち、施業実施協定に基づく作業路の開設について、国庫補助の補助残の一部を補助するなどにより、作業路の開設を積極的に推進するものとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者及び林業後継者の育成のため、労働環境の整備改善に努めることとし林業実践者との交流会や、林業技術や知識の取得向上を目的とした講習会の開催を推進するとともに、雇用安定化・長期化を図るため、社会保険等への加入促進等、労働条件の改善や安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保についても指導を推進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度軽減等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進するものとする。

高性能林業機械の導入については、森林組合、林業事業体との連携を図りつつ、

各種補助事業・融資制度の活用により促進するとともに、国、県が行うオペレータ養成の研修会についても参加の呼びかけを推進するものとする。

- ・高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材	〇〇流域 （ 傾斜）	該当なし	該当なし
	〇〇流域 （ 傾斜）		
造林 保育等	地拵、下刈		

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通については、素材の規格など流通関係者のニーズに応じていくとともに、加工コストの低減を図るため、出荷施設の整備や複数工場の連携等を推進し、木材の安定的な供給に努めるものとする。

木材の供給にあたっては、国有林・民有林を通じて、関係者のいっそうの合意形成を進め、効率的な加工・供給体制の整備を推進することとする。

- ・林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類の	現状（参考）			計画			
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

4 その他必要な事項

特になし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の造成等を行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めるものとする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとする。

また、ナラ枯れ被害については、当町では部分的に被害が確認されているが、徹底した監視や連絡体制の強化を図るとともに、被害の拡大防止に努める。

被害状況の監視等については、関係行政機関、森林組合、森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとする。

注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合に等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害対策については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備に努めることとし、特に重要な林分については、忌避剤等による防除を優先することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地方行政機関（国、県、周辺市町村）との連携による山火事パトロールによる啓発活動を行うものとする。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和26年法律第249号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化することとする。

火入れを実施する場合の目的については、病虫害駆除や造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑等に限り行えるものとし、不要な火入れを行うことがないよう指導するものとする。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延焼のおそれがない方法により実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

- ・病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき林分

森林の区域	備考
特になし	

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の樹種別面積 (h a)						備考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当無し								

※備考覧には制限林の種類別面積を記載する。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の別及び施業の方法

地区名	施業の区分	施業の方法
該当無し	造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を行うこととする。
	保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈り、除伐などの保育を適切に行うこととする。 また、適切な枝打ち及び間伐により、林内照度の確保を図ることとする。
	伐採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
	その他	法令などにより制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

- ・森林保健施設の整備

地区名	施設の整備	
該当なし	①整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設	利用者の意向により、休憩施設及びこれらに類する施設の整備が望ましい。
	②保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項	整備済の遊歩道については、定期的に安全点検を行うとともに、案内板の設置状況についてもあわせて点検するものとする。

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

地区名	スギ	カラマツ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	ブナ	広葉樹
該当なし						

※必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設の整備を行うにあたっての留意事項を記載する。

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

アⅡの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イⅡの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウⅡの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エⅢの森林の保健に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
真坂地区	1～2	60.31
浦大町地区	3～9	244.23

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効利用について、県と連携して助言・指導を行うものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民が森林に親しむ場であり、森林環境教育にも利用される森林の総合利用施設については、適正な維持管理に努めるものとし、地域の実情や地域住民の意向を踏まえた整備を行うものとする。

・森林の総合利用施設の整備計画

施設の 名称	現況（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

特になし

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

特になし

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林組合や森林事業体と連携して施業実施協定の締結の呼びかけを行い、参加を促進するものとする。

(4) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

・計画期間内における市町村経営管理計画

別冊 経営管理権集積計画による。

7 その他必要な事項

秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（水と緑の条例）に関する事項

(1) 森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・文化機能」「木材生産等機能」の森林の区分により、「Ⅰ 2 森林整備の基本方針」や「Ⅱ 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分に関わらず、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

① 健全な生態系の回復・維持

a スギ人工林においては、生育段階において自然に侵入する広葉樹について、スギの生育への影響を勘案しながら極力保残・育成する。

- b スギ人工林などの伐採跡地については、気象条件、土壌条件などを勘案しながら、混交林化や広葉樹林の造成を図る。
- c 特に標高の高い所など気象条件、土壌条件などが劣悪な箇所に植栽されたスギ人工林については、積極的に混交林等に誘導し、原則としてスギによる更新を行わない。

② 生物多様性の確保

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保全するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を極力回避するよう努める。
- d 「Ⅱ 第2 1 人工造林に関する事項」「Ⅱ 第2 2 天然更新に関する事項」の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

③ 彩りの豊かなふれあいの森づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図る。

※森林施業共同化重点実施地区において基幹路網の継続的な開設を行っている場合記載する

(2) 森林施業共同化重点実施地区における基幹路網の開設に関する事項

森林施業共同化重点実施地区において、森林施業の共同化を推進し、合理的な森林経営を促進するため、基幹路網の整備を推進するものとする。

単位 面積；h a

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積	備考
該当なし				

【別表1】・Ⅱ－第4－2－(1)関係

区 分	林班	森林の区域(小班)	面積(ha)
保健文化機能等維持増進森林 (高岳山いこいの森)	4	51～53、55、56、61	2.70
	5	2、3	0.20
		合計	2.9
木材の生産機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森林	1	11、12、18、20～24、28～36、38～40、42	4.29
	2	3～20、24～35、43、45～47、55～59、61、 63、65～91、93、95～100、801～812	14.93
	3	3～8、10～33、35、36、39～46、48～54、56 ～61、801～804	18.40
	4	1～5、7～31、33～55、57～61、801	17.68
	5	1～11、13～15、18～48、50～59、61～69、 72～105、801～803	40.42
	6	1～3、5～19、21～39、44、46、48～51、53、 54、57～66、68、70～74、77～80、82、83、85 ～88、91、95～98、100～110、112～124、 127、128、132、134～136、139～151、801	34.44
	7	1～12、15～29、31～45、47～60、62～82、 84、86～94、96、97、99、100、102～123	38.94
	8	3～9、11～33、35～46、49～65、801、802	41.62
	9	1～5、8～14、17、18、20、22、24、26、27、 801、802	11.95
		合計	222.67

【別表2】・Ⅱ－第7－3－(1)－イ関係

①開設／新設・改築

No.	路線名	位置	基幹	延長 (km)	利用区域 面積 (ha)	計画期		備考
						前期	後期	
合計								

注)前期欄に○がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

②拡張／改良

No.	路線名	位置	改良箇所数	計画期		備考
				前期	後期	
1	天 池	八郎潟町	1	○		
合計			1	1		

③拡張／舗装

No.	路線名	位置	延長	計画期		備考
				前期	後期	
1	天 池	八郎潟町	1.4			
合計			1.4			

参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	平成22年	6,623	3,042	3,581	682	328	354	777	409	368
	平成27年	6,080	2,787	3,293	566	268	298	574	300	274
	令和2年	5,578	2,532	3,046	423	205	218	447	228	219
構成比	平成22年	100.0	45.9	54.1	10.3	5.0	5.3	11.7	6.2	5.6
	平成27年	100.0	45.8	54.2	9.3	4.4	4.9	9.4	4.9	4.5
	令和2年	100.0	45.4	54.6	7.6	3.7	3.9	8.0	4.1	3.9

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	平成22年	991	497	494	2,111	1,030	1,081	2,062	778	1,284
	平成27年	870	463	407	1,778	845	933	2,292	911	1,381
	令和2年	758	398	360	1,473	703	770	2,477	998	1,479
構成比	平成22年	15.0	7.5	7.5	31.9	15.6	16.3	31.1	11.7	19.4
	平成27年	14.3	7.6	6.7	29.2	13.9	15.3	37.7	15.0	22.7
	令和2年	13.6	7.1	6.5	26.4	12.6	13.8	44.4	17.9	26.5

- (注) 1.資料は国勢調査とする。
 2.年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3.総数の計の()内には、各年次の比数を記入する。

(2) 産業部門別就業者総数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数(人)	平成22年	3,165	343	7	4	354	779	442	2,032
	平成27年	2,868	309	12	3	324	646	366	1,898
	令和2年	2,661	269	13	0	282	577	236	1,802
構成比	平成22年	100.0	10.8	0.2	0.1	11.2	24.6	14.0	64.2
	平成27年	100.0	10.8	0.4	0.1	11.3	22.5	12.8	66.2
	令和2年	100.0	10.1	0.5	0.0	10.6	21.7	8.9	67.7

- (注) 1.資料は国勢調査とする。
 2.年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積						草地面積
			計	田	畑	樹園地			
						果樹園	茶園		
実数(人)	令和2年	1,700	1037	988	49				
構成比(%)		100.0	61.0	58.1	2.9				

	年次	林野面積			その他面積
		計	森林	原野	
実数(人)	令和2年	305	305		358
	構成比(%)	17.9	17.9		21.1

- (注) 1.資料は、農林業センサスとする。(2020年)
2.「林野面積」について調査が行われていない年次は空欄とする。
3.「草地面積」は「永久牧草地」「牧草地」の計を記入する。
4.1970年世界農林業センサス林業地域調査の「森林以外(野草地)」は「原野」として取り扱うこととする。
5.構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

3 森林資源の現況等

(1) 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工比率(B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	305	100.0	305	252	53	82.6
国有林						
公有林	計					
	都道府県					
	市町村					
	財産区					
私有林	305	100.0	305	252	53	82.6
(私有林計)	305	100.0	305	252	53	82.6

- (注) 1.国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域計画の市町村別森林資源及び都道府県の林業統計等をもとに推計し記入する。
2.官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3.私有林には、寺社有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

(2) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者所有面積		
				計	県内	県外
実数(ha)	令和3年	304.73	266.64	38.09	36.13	1.96
構成比(%)	令和3年	100.0	87.5	12.5	11.9	0.6

- (注) 1.資料は秋田県森林GISデータとする。
2.構成比()は、不在(市町村)者の森林所有面積の県内、県外比率とする。

(3) 私有林の齢級別面積

	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11齢級以上
私有林計	304.73	0	1.99	6.76	4.75	26.34	264.89
人工林	251.18	0	1.99	6.76	4.75	19.77	217.91
天然林	53.55					6.57	46.98
(備考)							

- (注) 1.地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として記入する。
2.備考には主要樹種別の面積比率を記入する。

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1～3ha		10～20ha		50～100ha	
3～5ha		20～30ha		100～500ha	
5～10ha		30～50ha		500ha以上	
				総数	0

(注) 1.資料は、農林業センサスとする。

(5) 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(m)	備考
基幹路網	4	10,199	
うち林業専用道			

(イ) 細部路網

区分	路線数	延長(m)	備考
森林作業道	—	—	

4 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額(A)		12,681
内訳	第1次産業	470
	うち林業(B)	7
	第2次産業	2,062
	うち木材・木製品製造業(C)	1,165
	第3次産業	10,149
B+C/A		0.092

(2) 製造業の事務所数、従業者数、現金給与総額

	事務所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	11	283	73,211
うち木材・木製品製造業(B)			
B/A			

秋田県工業統計より(2020年)

5 林産物の生産概況

	素材	チップ	苗木	しいたけ		ナメコ	舞茸
				生	乾		
生産量(m ³)	1,492						
生産額(百万円)							

五城目森林組合より